

主 文

監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、弁当店を経営する会社に平成○年○月○日に入社し、A店に配属され、研修期間を経て同年○月○日に同店店長に就任したが、同月○日に新規開店予定のB店店長に転任した。そして、平成○年○月○日からは、B店に加え、同県所在のC店店長を兼務していたところ、同年○月○日午前8時35分頃、B店の店舗内において縊死しているのが発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によると、被災者は平成〇年〇月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したとされている。被災者の症状の経過等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

### (3) 恒常的長時間労働について

#### ア 監督署長が認定した時間外労働時間数の当否

監督署長は、被災者は1日5時間から8時間程度の休憩及び手待ち時間があつたとして、被災者の勤務状況確認表（月報）（以下「月報」という。）の拘束時間から休憩及び手待ち時間を差し引いた実作業時間を「通常その程度の労働時間を要するもの」として、被災者の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における時間外労働時間数は、1か月当たり32時間から78時間30分と認定していることが認められる。

しかしながら、労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督の下にある時間をいい、必ずしも現実に精神又は身体を活動させていることを要件としないことから、手待ち時間は労働時間であるとされている。

したがって、認定基準の「通常その程度の労働時間を要するもの」とは、手待ち時間を含めて同種の労働者が一般的に要する業務時間のことを指すと

考えられることから、時間外労働時間数の算定に当たり、手待ち時間を休憩時間と同一に評価して、当初から一切の手待ち時間を含めないで算定した監督署長の取扱いは誤っている。

#### イ 実際の時間外労働時間数の推定

被災者の評価期間における時間外労働時間数は、月報の拘束時間から休憩時間を差し引いたものを労働時間とし、発病前1か月目は66時間、同2か月目は158時間、同3か月目は204時間、同4か月目は119時間、同5か月目は110時間30分、同6か月目は63時間と算定できる。さらに、月報による被災者の終業時刻は、B店の新規開店後、閉店時刻である22時を一度も超えなかったとされており、B店店員Eは、要旨、「閉店後は店内の清掃や余った食材の廃棄、レジ締めなど、閉店作業は約1時間かかった。被災者の退社時刻については、店員が帰宅するときに、まだ残っていて仕事をしているのが普通だった。」と述べている。このことは、被災者が帰宅前に請求人に送信したとされるメール送受信歴とも符合することから、被災者の実際の時間外労働時間数は、上記の時間外労働時間数よりさらに多かったものと推定される。

#### ウ 恒常的長時間労働の評価

認定基準上の恒常的長時間労働については、1日当たりの労働時間が特に短い場合や手待ち時間が多い等の労働密度が特に低い場合を除き、同種の労働者においても通常月100時間程度となる時間外労働(手待ち時間を含む。)を要する業務内容であった場合に該当するものとされていることから、被災者の月100時間を超える時間外労働が恒常的長時間労働に該当すると評価できるか否かについて、以下、検討する。

##### (ア) 労働密度が特に低い状況であったか否か

B店における被災者の労働密度については、開店からお昼の時間帯に勤務したB店店員F、同G、並びに昼間の時間帯に勤務した同Hは、申立書においていずれも被災者の手待ち時間は30分未満であった旨回答しており、午前10時から午後5時の時間帯に勤務した同Iも、要旨、「被災者が昼休憩をきちんと1時間とっているのを見たことがほとんどない。5分ほどでご飯をかき込んで、キッチンに来て作業したり、書類仕事をしたりしていた。被災者がバックヤードにいるときの様子は、常に何かの仕事をし

ていて、手持ちぶさたにぼーっとしているとか、寝ている様子などはまったく見たことがない。」と述べている。さらに、午後3時から閉店の時間帯に勤務した同E、同Jも、要旨、「被災者は休憩時間をほとんどとれていなかったと思う。書類上は1時間を取ったようになっていても、実際には厨房のスタッフに指示を出したり、自分で弁当をつくったりしていた。ピーク時は、ほとんどずっと店員と一緒に作業や接客をしていた。夕食は、弁当をかきこんでまた仕事に戻るという感じで、きっちりと仕事をしないで休む時間がとれていたという印象はない。」と述べており、被災者と一緒に勤務したB店店員の各申述等から、被災者に監督署長が認定しているような1日5時間から8時間の休憩及び手待ち時間があったという事実は認められない。

なお、被災者が事務作業及び休憩をしていたB店の厨房裏のバックヤードは、約5m×2mの広さで、トイレ、机、倉庫、漬物などを保管する棚、更衣コーナーがあり、店員も頻繁に出入りし、テレビ等もなく、休憩できるような環境ではなかったことが認められる。

また、B店の売上額は第6エリアにおいて2番目に高く、県内では最も忙しい店舗であったこと、さらに、会社の業務分掌規程によると、店長は店舗にいる限り店員の指導監督を含め店舗の管理運営業務から解放されない状況であることが認められる。

以上から、B店における被災者の労働密度は特に低い状況であったとは認められない。

(イ) 業務内容が同種の労働者と比較して恒常的長時間労働を要するものであったか否か

被災者の同種の労働者として、新規開店店長の勤務状況についてみると、平成〇年〇月〇日に新規開店したK店のL店長の新規開店後1か月間の時間外労働時間数は108時間30分であり、新規開店店舗においては、新人の教育と翌日の準備が必要になることなどから、L店長以外の例からも、新規開店店長の新規開店後1か月間の業務内容は、恒常的長時間労働を要するものであったことが推認される。

(ウ) 以上により、被災者は、新規開店、並びに県内一忙販店の店長として、店舗にいる限りその管理運営業務から解放されず、労働密度は休憩時間も

ほとんど取れないほど高く、また、業務内容は同種の労働者と比較して恒常的長時間労働を要するものであったことが推認されることから、被災者の月100時間を超える時間外労働は、恒常的長時間労働に該当すると判断する。

(4) 業務による心理的負荷について

被災者は、平成〇年〇月上旬に同月〇日新規開店予定のB店店長への転任を命ぜられ、その異動に伴い、A県B市からC県D市に家族とともに転居したことが認められる。この出来事は、業務による心理的負荷評価表の「転勤をした」に該当し、後に恒常的長時間労働が認められることから、その心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。

したがって、「2週間以上の連続勤務」、「上司とのトラブル」、「店長の兼務」等のその他の業務要因について検討するまでもなく、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断されるものである。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

被災者の評価期間において業務以外の心理的負荷評価表の対象となる出来事は認められない。また、精神疾患の受診歴等の個体側要因は認められない。

- 3 以上のとおりであるから、被災者の精神障害の発病は業務上の事由によるものと認められる。また、被災者の自殺は、発病後もB店店長に加えC店店長の兼務を命ぜられるなど業務負担が増加したことなどによって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったことによるものと推定される所であり、被災者の死亡も業務上の事由によるものと認められる。したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。